

優秀な私費外国人留学生に対する授業料免除制度について 提出要領（博士課程）

1. 申請資格

以下のすべてに該当する者

- ①在留資格が「留学」である者。
- ②国費外国人留学生、外国政府派遣留学生等により授業料の支援を受けていない者。
- ③民間奨学金等により、授業料支援を目的とした授業料相当額の支援を受けていない者。

免除決定後、①～③のいずれかに該当しなくなった場合は、以下に連絡してください。

大阪大学医学系研究科教務課教務係：i-kyomu-kyomu@office.osaka-u.ac.jp

2. 免除枠

博士課程 4 枠

3. 提出方法

希望者は、願書の申請希望欄にチェックしてください。

なお、英語試験免除者のうち、英語外部試験成績の提出が不要な者（修士修了見込み者など）も、授業料免除希望者は、出願期間最終日から遡って過去 2 年以内に実施された英語外部試験成績（TOEFL iBT もしくは IELTS に限る）を提出してください。

4. 決定通知

入学試験の成績等により選考を行い、申請者全員に選考結果を通知します。

選考結果通知後、免除決定者が辞退した場合、あらためて選考を実施し、免除決定者のみに結果を通知します。

5. 授業料免除停止事項

次の場合には授業料免除を取り止める。

- ① 「留学」の在留資格を取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ② 標準修業年限内の卒業・修了が不可能であることが確定したとき。
- ③ 学則等に則り、停学等の懲戒処分を受けたとき。
- ④ 他の制度により授業料免除を受けたとき。
- ⑤ 学業成績等により本制度による免除対象者としてふさわしくないと大学が判断したとき。

6. 留意事項

- ・ 本制度による授業料免除者は、経済的困難を有する学生を対象とした授業料免除への申請はしないでください。
- ・ 本制度による免除は授業料のみです。経済的困難を有する理由により入学料の免除あるいは収納猶予を希望する場合は、別途大阪大学授業料等免除制度への申請が必要になります。入学料免除申請の詳細は後日送付する入学手続き書類を確認すること。